

佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要について

## 1 背景について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）において、市の同一機関内において特定個人情報（個人番号を含む個人情報をいいます。）を利用する場合、同一地方公共団体内の機関間において特定個人情報を提供する場合には、地方公共団体の条例に定める必要があるとされており、平成27年9月に「佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「番号条例」といいます。）を制定しました。

番号条例においては、番号法第19条第7号及び別表第2において定められている市以外の機関との照会及び提供ができる事務及び特定個人情報について、市の同一機関内においても同様に利用できるよう包括的に規定し、包括規定に含まれない事務及び特定個人情報については、個別に列挙して規定しています。

番号法別表第2については、平成28年9月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令」（以下「改正省令」といいます。）が公布され、これに伴い、これまで個別に列挙して規定していた事務及び特定個人情報の一部が包括規定に含まれることとなりました。

また、改正省令により、子ども・子育て支援法に関する事務及び国民年金法に関する事務において、主務省令で定める事務及び特定個人情報が規定されましたが、包括規定に含まれない事務及び特定個人情報については、個別に規定する必要があります。

※平成28年11月11日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第3条の2の政令で定める日を定める政令」が公布されたことに伴い、平成29年4月以降、市の窓口においても、国民年金法に関する事務において、個人番号を利用することとなります。

## 2 条例に規定する内容について

### (1) 子ども・子育て支援法に関する事務について

改正省令により、市の同一機関内で利用できる事務及び特定個人情報が包括規定に追加されましたが、添付書類の一部を省略するため、子ども・子育て支援法に係る事務において、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報を番号条例別表第2に規定します。

### (2) 国民年金法に関する事務について

改正省令により、市の同一機関内で利用できる事務及び特定個人情報が包括規定に追加されましたが、実務上他に利用が必要な特定個人情報として、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報を番号条例別表第2に規定します。

(3) 年金給付関係情報の追加

年金給付関係情報を特定個人情報として保有することとなることに伴い、包括規定以外で年金給付関係情報の利用が必要な高齢者の医療の確保に関する事務、介護保険法に関する事務、国民健康保険法に関する事務、外国人に対する生活保護の措置に関する事務に、利用できる特定個人情報として年金給付関係情報を追加します。

(4) 改正省令による規定の整理

その他改正省令により包括規定に含まれることとなった事務及び特定個人情報については削除します。

(5) 施行期日

平成29年4月1日から施行するものとします。